

第20回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金)午後2時から午後3時18分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|----|----|-----|-----|----|--|--|--|--|
| 会 | 長 | 14番 | 前川 | 正人 | | | | | | | |
| 委 | 員 | 1番 | 丹野 | 義基 | 2番 | 佐畑 | 幸一 | | | | |
| | | 3番 | 伊東 | 登 | 5番 | 唯野 | 哲夫 | | | | |
| | | 6番 | 坂本 | 雄司 | 7番 | 後藤 | 義昭 | | | | |
| | | 8番 | 三國 | 実加 | 10番 | 佐藤 | 雄一 | | | | |
| | | 11番 | 武島 | 竜太 | 12番 | 中和田 | 吉彦 | | | | |
| | | 13番 | 目黒 | 正一 | | | | | | | |

4. 欠席した農業委員(1人)

9番 小島良金

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 志賀謙寿

事務局次長兼農業振興係長 渡部賢治

事務局農地係長 橋本庸介

事務局主査 大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 令和4年度第10号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第20回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第20回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、9番小島良金委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。1月18日、水曜日、相馬市議会の産業建設常任委員会が開催されました。所管事務調査として、農業委員会の耕作放棄地の発生防止、解消策の取り組みについて、聞き取り調査が行われております。1月25日、水曜日、第20回総会に係る議案書を郵送させていただいております。2月3日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を実施しております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。1番丹野義基委員、2番佐畑幸一委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に

ついて、(4) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、1件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は、1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。提出された工事の完了報告については、計画通り工事が行われているかどうか、現地調査にて確認を実施しているものです。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、3件の届出を受理いたしました。こちらは、相続などにより農地を取得した際には、農業委員会へ届出なければならないとされております。こちらの届出については、相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

続いて、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、26件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由については、1番から4番、7番から26番までが耕作者変更のためとなっております、そのうち、1番から4番、7番から25番については、本総会の議案にも上程されております、●●●●●●●●●●への利用権の再設定となっており、26番については、農用地利用配分計画による耕作者の変更を行うための解約となっております。5番、6番については、耕作者都合による解約となっております。

最後に、(4) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、耕作者の変更のためとなっております。こちらにつきましても、本総会の議案として上程されております、●●●●●●●●への利用権の設定のための解約となります。報告は、以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第1号中、番号1番については、6番坂本雄司委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、6番坂本雄司委員は、暫時の間退場願います。

(6番坂本雄司委員 退場)

議 長 調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員をお願いします。

7 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番についてご報告申し上げます。

本案件については、所用により現地調査に参加できなかった調査担当委員に代わりまして、調査結果を報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る2月3日、5番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表いたしまして、調査結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人、譲渡人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人、譲渡人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人、譲渡人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人

に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。報告は、以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号番号1番、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。6番坂本雄司委員の入場を認めます。

(6番坂本雄司委員 入場)

議 長 6番坂本雄司一委員にご報告いたします。議案第1号番号1番、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決することに決せられました。

議 長 次に、番号2番から3番について、担当委員举手願います。6番坂本雄司委員願います。

6 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番から3番について、ご報告申し上げます。関連がありますので、一括して報告します。

去る2月3日に5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果を代表して報告申し上げます。

権利の設定内容は、営農型発電設備の設置に伴う、区分地上権の設定（3年間）となっております。区分地上権を設定するための農地法第3条許可については、農地法第3条第2項第1号から第7号まで規定されている許可基準の要件を満たす必要がなく、当該農地の所有者及び耕作者の同意を得ることが許可の判断基準になります。

なお、農地の所有者及び耕作者は、本案件の申請人にあたりますので、同意書の添付は、省略されております。

また、営農型発電設備の設置に伴う区分地上権の設定であるため、地区担当の推進委員からは、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、本件に関しては、許可相当であると判断いたしました。報告は、以上です。

議 長 次に、番号4番から6番について、担当委員举手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号4番から6番について報告いたします。去る2月3日に、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とで現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

初めに、番号4番について、譲渡人、譲受人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（交換）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許

可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの回答をいただいております。

続いて、番号5番について報告いたします。譲渡人、譲受人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（交換）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの回答をいただいております。

次に、番号6番について報告します。譲渡人、譲受人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査に

より確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ですが、議案書に記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの回答をいただいております。以上です。

議長 次に、番号7番、8番について、担当委員举手願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号7番、8番について、ご報告いたします。

初めに、番号7番について、ご報告します。去る1月31日、地区担当の推進委員、事務局とともに、申請人である法人が雇用契約する地元従業員への、聞き取り調査を実施いたしました。また、去る2月3日、5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、調査結果を代表してご報告申し上げます。

申請人である被設定人は、設立して間もない法人であります。農地所有適格法人の要件は満たしておらず、農地所有適格法人以外の一般法人としての申請になるため、農地法第3条第3項の規定による解除条件付きの許可申請となり、権利の設定内容は、3年間の賃借権の設定になります。解除条件付きの要件である農地法第3条第3項第1号から第3号については、申請書等の確認、雇用契約にある地元従業員への聞き取り調査などにより、要件を満たしていることを確認しました。

続いて、基本要件についてご報告いたします。譲受人の農業機械の所有状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。

譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号については、要件を満たしております。許可基準第2号農地所有適格法人要件及び許可基準第4号農作業常時従事要件については、農地法第3条第3項の解除条件付きの要件を満たしているため、非該当です。次に、許可基準第3号についてであります。次に、許可基準第5号についてであります。次に、許可基準第6号についてであります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。よって、許可基準第1号から第7号まで非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

よって、許可基準第1号から第7号まで非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。番号7番については、以上となります。

続いて、番号8番についてご報告いたします。こちらは、農業者年金の受給要件に関する権利の整理のための申請であり、令和4年12月総会にて上程された申請内容、申請人が同じであり、改めての現地調査については、割愛しておりますので、ご了承ください。

それでは、許可要件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、親子間による使用貸借権の設定、許可の日から20年間になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。次に、許可基準第3号についてであります。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号であります。議案書

に記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可基準第1号から第7号まで非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。報告は、以上となります。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、3番案件、7番案件について、事務局から補足説明をさせていただきます。

はじめに、2番、3番案件についてご説明します。お手元にお配りしました、議案第1号2番、3番案件の補足資料と書かれた資料をご覧ください。先ほど調査担当委員からご報告ありましたとおり、権利の設定の内容については、区分地上権の設定となっております。通常、農地法第3条における許可基準については、農地法第3条第2項において、第1号から第7号までの基準が規定されております。しかし、区分地上権等の設定をするための農地法第3条の許可については、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はないということが、農地法3条第2項のただし書きに明記されています。

区分地上権の設定等の許可基準は何かといいますと2つあります。補足資料の2番目の赤線部分なのですが、1つ目が、「権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目が、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するもの。」とされております。

1つ目の、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっておりますので、このあとの議案第3号にて、ご審査をいただくもので、ここでは省略をするものです。

2つ目の権利者の同意が必要という部分においては、農地の所有者と耕作者は、同じ申請人となりますので、権利者の同意は取られているものとして、許可の条件については、問題がないものと判断しているものです。2番、3番についての補足説明は、以上です。

続いて、7番案件についてご説明します。こちらにつきましても、お手元に補足資料として、解除条件付き賃借の許可要件について、という資料をご覧いただきたいと思います。

本申請の譲受人については、令和3年10月総会において、相馬市農業委員会で許可を受けた実績がある一般法人からの申請となっています。申請の内容としては、営農型発電設備設置にかかる耕作権の設定となっております。

以前に許可を受けた農地と隣接した農地が、今回の申請地となっております。経営規模の拡大ということで、申請されているものです。

本総会において耕作権を設定したのち、来月の総会において、営農型発電設備の一時転用申請が予定されているものです。

通常、農地法の規定において、農地所有適格法人以外の一般法人は、農地の権利取得は認められていませんが、解除条件付き賃借に限り、許可を受けることが可能となっております。前回の許可の内容と同様、今回も解除条件付きでの賃借として申請があったものです。

解除条件付きの賃借の条件についてですが、通常の農地法3条における基本要件に加え、3つの要件を確認する必要があります。

まず、1号、賃借契約書に解除条件が付されていること、とされており、賃借した農地を耕作しなかったり、荒らしたりして、適切に農地を活用していないと認められた場合、賃借契約を解除する旨の条件が、契約書に付されていること。

続いて2号、地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的に農業経営が行われること、とされており、地域の話し合いや共同作業の機会があれば、積極的に参加をすること、また、機械や労働力を揃え、継続的・安定的に農業経営を行う見込みがあること。

続いて3号、法人が行う耕作の事業に1人以上常時従事することとされており、法人の中で責任を持って、農作業に常時従事することが可能な者を1人以上確保すること。

以上3つの点について、基本要件と併せて、確認しなければならない点となっておりますが、先ほどの調査担当委員からの報告でありましたとおり、法人と雇用契約を締結している地元の耕作者

への直接の聞き取り調査及び申請書並びに添付書類により、許可要件を満たしていることを確認しているものです。補足説明は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、番号2番から8番、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、農地改良工事用地として一時転用するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、添付書類として、そうま土地改良区の意見書を提出いただいております。

なお、補足になりますが、この案件は、農地転用面積が3,000平方メートルを超える申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件となります。そのため、本総会で

「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、2月24日に県農業会議が開催する第84回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答をいただいてからの許可となります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員お願いします。

7 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、去る2月3日に、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とで現地調査行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の一時転用による農地改良事業であります。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しません。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は、工事期間完了後に田から畑に地目が転換され、農地に復元されます。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの回答をいただいております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第3号中、案件1番については、6番坂本雄司委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、6番坂本雄司委員は、暫時の間退場願います。

(6番坂本雄司委員 退場)

議 長 事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、資材置場及び駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告します。去る2月3日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を実施いたしましたので、結果を代表して報告いたします。

申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため

非該当です。よって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。6番坂本雄司委員の入場を認めます。

(6番坂本雄司委員 入場)

議 長 6番坂本雄司一委員にご報告いたします。議案第3号案件1番、農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番から5番案件について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

初めに、2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電送電線埋設用資材置場を整備するものであり、工事期間は、許可の日から30ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定(30ヶ月)になり、申請地は、都市計画法に基づく都市計画区域外になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲渡人所有の原野がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて、4番案件と5番案件ですが、この2件は、営農型発電設備を設置する内容の申請となっております。

審査内容のご説明の前に、事務局より営農型発電及び営農型発電設備設置に係る農地転用許可制度上の取り扱いの概要について説明をさせていただきます。

営農型発電とは、農地に簡易な構造で容易に撤去ができる支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。また、パネルの角度や間隔等からみて農作物の生育に適した日照等を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。なお、支柱の高さについては、最低地上高が概ね2メートル以上を確保していること。

また、周辺の農地の効率的な利用や農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用力があること等を確認する必要があります。営農に関しては、営農の適切な継続のもと、下部の農地における単収が同じ土地の地域の平均的な単収と比較して、概ね2割以上は減収しないこと、生産された農作物の品

質に著しい劣化が生じないこと等を確認する必要があります。農林水産省のホームページの掲載されている資料、カラー刷りの資料をお手元に配布しております。今ほど、説明した内容が記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、農地転用許可制度上の取り扱いについては、一時転用許可に該当いたします。今回の4番及び5番案件は、営農型発電施設の計画で、令和2年3月3日に農地法第5条の規定に基づく一時転用許可を受けており、今回は、2回目の再許可申請、通算して3回目の許可申請となっております。

再許可については、お配りしております参考資料2「平成30年5月15日付け、農林水産省農村振興局長通知、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」の3ページの「5、一時転用期間満了後のおける再許可」に基づき、総合的に判断することとなります。

また、一時転用許可の際には、参考資料2の1ページ、「2(3)一時転用許可に付ける条件」により、アからオまでの条件を付け、許可をすることとなります。

次に、一時転用面積についてですが、太陽光パネルの面積が申請面積となるわけではなく、農地に埋設する支柱の部分のみ、合計して1平方メートルに満たない面積が、申請面積となります。

一時転用の期間については、参考資料2の4ページの別表により、(1)認定農業者等の担い手が自ら所有する農地を利用する場合等、(2)荒廃農地を再生利用する場合、(3)第2種農地または第3種農地を利用する場合については、一時転用の許可期間が10年以内とされているところではありますが、申請人は、(1)から(3)のいずれにも該当しないため、一時転用期間は、通常の間である(4)3年以内の期間となります。

農地転用許可期間については、この案件が本総会で議決された場合ですが、現在の一時転用期間が令和2年3月3日から令和5年3月2日までの3年間の期間のため、再許可後の期間については、現在の一時転用期間の満了日の翌日である令和5年3月3日から令和8年3月2日までの3年間となります。

また、先ほど議決をいただいた議案第1号農地法第3条許可申請の2番案件及び3番案件の営農型発電設備設置に伴う区分地上権の許可日についても、参考資料2の5ページ「平成30年6月28日付け、経営局農地政策課長通知、営農型発電設備の設置に

ついでに農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」の3により、「農業委員会は、区分地上権等を設定する期間を5条申請における期間と同じ期間とするよう、申請者に対して指導すること。また、農業委員会は、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこと。」とありますので、農地法3条の区分地上権を設定する期間についても、令和5年3月3日から令和8年3月2日までの3年間になります。

営農型発電及び営農型発電設備設置に係る農地転用許可制度上の取り扱いの概要説明は、以上となります。

それでは、4番及び5番案件の審査内容について、ご説明いたします。関連がありますので、一括して説明します。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、営農型発電設備を整備する一時転用で、工事期間は許可の日から36ヶ月を予定しております。なお、再許可申請のため、営農型発電設備については、すでに設置されておりますので、工事期間については、事業実施期間と読み替えていただければと思います。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、先ほど議決をいただいた議案第1号農地法第3条の区分地上権があります。

また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄記載のとおり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

また、4番、5番案件ともに営農型発電設備の下部の農地における営農計画書の提出をいただいております。営農者は譲渡人、譲渡人の妻、譲渡人の母、譲受人、譲受人の妻の5名であり、現在、下部の農地には、イチジクを作付けしております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上になります。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件2番について、担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件について報告します。去る1月15日に、申請者が来訪し、聞

き取り調査を行いました。また、去る2月3日、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とで現地調査を行いましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。

申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の一時転用事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。よって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号について、雨水の排水は、県道側溝へ排出するとありますが、堀上げを完全に実施するよう指導をいたしました。許可基準第5号は、工事期間終了後、農地に復元されます。よって、以上のことから、許可相当と判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの回答をいただいております。以上です。

議長 次に、案件3番から5番について、担当委員举手願います。6番坂本雄司委員願います。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、3番から5番案件について報告します。去る2月3日、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。

初めに、3番案件について報告します。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。よって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、4番案件、5番案件については関連がありますので、一括

して報告します。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の一時転用事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。よって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。
12番中和田吉彦委員。

12番 4番案件、5番案件について、許可の日と許可の期間について、再度確認をしたいのですが、許可日は、本日2月10日。許可の期間は、現在の許可の期間が令和5年3月2日までなので、令和5年3月3日から3年間という事になるのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議 長 他にございませんか。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号案件2番から5番、

農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、去る2月3日、6番委員、7番委員、事務局2人とともに、現地調査により確認してまいりました。結果を代表して報告します。

申請地は、転用許可目的どおり、事業がなされておりました。よって、許可の条件を履行したと判断できますので、証明書を交付することが妥当と判断しました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたしま

す。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。3番伊東登委員願います。

3 番 議案第5号現況確認証明申請について、番号1番について、調査担当委員を代表し、報告いたします。

こちらについては、令和4年12月総会にて上程された現況確認証明申請において、同地域の申請があり、地域一体として調査を実施済みです。そのため、改めての現地調査については、割愛しておりますので、ご了承ください。

去る12月2日に、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査結果をご報告申し上げます。

番号1番案件について、いずれも申請地目のとおり、山林であると判断しました。報告は、以上です。

議 長 続いて、番号2番から3番について、担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第5号現況確認証明申請について、番号2番、3番を報告します。去る2月3日に、申請地の現況を、6番委員、7番委員、地区担当推進委員、事務局2名とともに現地調査により確認してまいりましたので、結果を報告いたします。

番号2番については、すべて原野の申請ですが、枝番1から枝番4は、現況が原野化しており、申請地目どおり「原野」、枝番5、枝番6は、現況が山林化しており、「山林」と判断しました。

番号3番については、現況が山林化しており、申請地目どおり、「山林」と判断しました。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。
次に、議案第6号令和4年度第10号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号1番については、10番佐藤雄一委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、10番佐藤雄一委員は、暫時の間、退場願います。

(10番佐藤雄一委員 退場)

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和4年度第10号農用地利用集積計画、番号1番について、事務局よりご説明いたします。
権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、利用権の再設定、契約の更新でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号1番、令和4年度第10号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。10番佐藤雄一委員の入場を認めます。

(10番佐藤雄一委員 入場)

議 長 10番佐藤雄一委員にご報告いたします。議案第6号、番号1番、令和4年度第10号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第6号、番号2番から46番までの45件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和4年度第10号農用地利用集積計画、番号2番から46番までについて、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでございます。番号2番から15番までは、権利の再設定、契約の更新でございます。番号16番から46番までが、新規の利用権設定となります。ただし、番号21番から43番、●●●●●●●●●●の案件につきましては、先ほど報告事項にもありましたとおり、これまで個人で契約していたものを解約し、同じ方が代表を務める法人

に契約しなおすものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号2番から46番、令和4年度第10号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。番号1番から7番までの7件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。

こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との間の契約はそのま

まに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第6号とは別に提案させていただきます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第20回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 1番 丹野 義基

議事録署名委員 2番 佐畑 幸一